第３回千代田区客引き対策の見直しに関する検討会　議事概要

１　開催概要

日時：令和８年８月 26 日（水曜日）　午後１時から午後２時 30 分まで
場所：和泉橋区民館　４階　洋室

２　出席者

（１）委員

千代田区　地域振興部　部長　印出井　一美（委員長）
万世橋地区町会連合会　会長　佐竹　信敬
神田公園地区連合町会　会長　堀井　市朗
神田公園地区連合町会　監事　中曽根　利光
千代田区商店街連合会　会長　河合　洋
神田駅西口商店街振興組合　理事長　森田　泰藏
秋葉原コンセプトショップ協会　副理事長　徳田　泰彦
インフィニア株式会社　代表取締役社長　深沢　孝樹
秋葉原タウンマネジメント株式会社　事業マネージャー　土方　さやか
警視庁万世橋警察署　生活安全課長　正木　裕和
警視庁神田警察署　生活安全課長　山﨑　慎吾

（２）事務局

千代田区　地域振興部　安全生活課　課長　皆川　靖
千代田区　地域振興部　安全生活課　棚網　太輝
千代田区　地域振興部　安全生活課　北村　友嗣

３　配布資料

（１）検討会次第
（２）第２回検討会議事概要（案）
（３）千代田区客引き行為等防止条例改正骨子（案）

４　開会

委員長から、第１回及び第２回検討会での議論を踏まえ、事務局において条例改正の方向性を取りまとめた旨の説明があった。本検討会では条例改正の方向性を中心に意見を伺い、今後、パブリックコメントや区議会での審議等を経て条例改正を進めていく考えが示された。

5　事務局説明

（1）条例改正骨子案について

ア　目的

現行条例は地域主体の取組を支援する立て付けであるが、改正後は区が主体となり、区民、事業者及び関係機関等と連携しながら客引き対策を推進する方向で検討することが説明された。

また、地域団体や商店街等による自主的な取組は引き続き重要であり、既存の推進団体と連携するとともに、水道橋、飯田橋、有楽町地区等についても、地域の意見を踏まえながら推進団体の設立を検討する考えが示された。

イ　違反行為

規制対象行為として、客引き行為、勧誘行為（スカウト行為）及び客待ち行為を位置付けることが説明された。具体的にどのような行為が該当するかについては、条例の解説やガイドライン等で明確化する方向で検討するとの説明があった。

ウ　行政措置

違反行為に対する措置として、「指導、勧告、過料及び氏名公表」という段階的な制度を設ける方向で検討していることが説明された。あわせて、質問及び身分証等の提示を拒んだ場合や立入調査を拒んだ場合にも、過料を適用する方向で整理しているとの説明があった。

エ　重点地域

重点地域については、地域の区民、事業者及び関係行政機関と協議し、区長が指定する仕組みとする方向で検討していることが説明された。現在指定されている秋葉原地区及び神田地区については、指定を継続する考えが示された。

オ　過料

過料額は、地方自治法上の上限である５万円とする方向で検討していることが説明された。

カ　事業者への措置

事業者に対し、客引き行為等を行った者から紹介を受けた客を店舗に立ち入らせない義務、従業員等が違反した場合の両罰規定及び立入調査権を設ける方向で検討していることが説明された。

また、従業員が異なる場合であっても同一店舗又は同一法人の違反として蓄積できる仕組みや、店舗名等の公表について、法的な整理を進めている旨の説明があった。

6　委員からの主な意見

（1）規制対象行為の明確化について

・客待ち行為と適法なチラシ配布との区別が分かりにくいため、現場で判断できる明確な基準を示すべきである。
・肩をたたくなどの接触を伴う客引きについても、規制対象となるよう整理すべきである。
・客引きを行わせる行為について、事業者側の責任をより明確に規定すべきである。
・勧誘行為の対象業種を限定することが適切か、さらに検討する必要がある。

【事務局回答】

事務局から、接触を伴う行為については、客引き行為の対応として該当するよう整理するとともに、警察による取締りとの関係も踏まえて検討するとの回答があった。客待ち行為については、単に立っているだけでは目的の判別が難しいため、その後の同行、店舗への案内又は店舗関係者への引渡し等の行為を含めて判断し、具体的な該当例は条例の解説等で明確にするとの説明があった。また、勧誘行為の対象業種については、営業の自由や関係法令との整合性を踏まえ、改めて検討するとの回答があった。

（2）チラシ配布及び道路使用許可との関係について

・店舗前や公道上で多数の従業員を配置して集客する行為は、街の景観や通行環境にも影響するため、人数を含めた対策が必要である。
・道路使用許可と条例上の取組を関連付け、現場で確認しやすい仕組みを検討すべきである。
・条例で直接規制することが難しい事項については、条例に基づくガイドラインを設け、適正な店外活動の基準を示すべきである。

【事務局回答】

事務局から、適法なチラシ配布そのものを区条例で直接禁止することは難しい一方、チラシ配布から客引き行為等へ移行した場合には、条例に基づく指導対象となるよう整理するとの回答があった。道路使用許可との連携については、区に許可証の提示を強制する権限があるかを含めて確認を行うとともに、条例に基づくガイドラインにより、１店舗１人などの自主的なルールの実効性を高める方法を検討するとの説明があった。

（3）店舗・法人単位での責任追及について

・個人単位で違反回数を管理するだけでは、従業員を入れ替えることで規制を免れる可能性があるため、店舗又は法人単位で違反を管理すべきである。

・指導時には、違反者本人だけでなく店舗側にも文書で事実を通知し、違反回数を認識させる仕組みが必要である。
・店舗名や法人名の公表を可能とし、系列店舗や法人名の変更等による抜け道にも対応できる制度を検討すべきである。

【事務局回答】
事務局から、同一店舗に属する複数の従業員による違反を店舗単位で累積できるよう、現在確認を行っているとの回答があった。指導時には違反者本人だけでなく店舗側にも通知し、違反回数を認識させる仕組みを検討するとの説明があった。また、店舗名等の公表についても、記録や証拠を適切に確保した上で実施できる仕組みを検討するとの回答があった。

（４）証拠の確保について
・指導、勧告及び過料処分を適正に行うため、映像等により客引き行為の証拠を確保することが必要である。
・裁判等になった場合にも対応できるよう、記録の作成方法や保存方法を具体化すべきである。

【事務局回答】
事務局から、過料処分等に対して不服申立てや訴訟が提起された場合にも対応できるよう、違反行為の映像を含む客観的な証拠を確保する必要があるとの回答があった。撮影方法、記録内容及び保存方法については、今後の運用体制の中で具体化するとの説明があった。

（５）店舗への周知及び認証制度について
・区のガイドラインを守る店舗について、ステッカーや区ホームページ等で周知する仕組みを設けてはどうか。
・違反店舗を公表するだけでなく、適正に営業する店舗を見分けられる仕組みも必要である。
・建物所有者や管理者に違反事実を通知する仕組みについても検討すべきである。

【事務局回答】
事務局から、ガイドラインに賛同し、客引きを行わない店舗について、ステッカーや区ホームページで周知する仕組みを検討しているとの回答があった。建物所有者や管理者への通知についても、違反店舗に対する抑止効果等を踏まえて、条例に盛り込む方向で検討するとの説明があった。

（６）重点地域について

・重点地域の境界外へ客引き行為が移動する可能性があるため、指定範囲や指定理由を分かりやすく示す必要がある。
・重点地域の指定に当たっては、苦情の状況や地域の自主防犯意識等を踏まえ、地域と十分に協議すべきである。

【事務局回答】

事務局から、重点地域は、苦情や客引き行為等の発生状況に加え、地域として環境を守る意思や自主的なパトロール活動等を踏まえ、地域と協議した上で区長が指定する考えが示された。境界外への移動等も想定されるため、指定の必要性や範囲については十分に説明できるよう整理するとの回答があった。

（７）運用体制について

・制服の警備員がいる時だけ違反行為を控える状況があるため、私服による巡回等を含めた実効性のある取締体制が必要である。
・条例施行後は実際に指導、勧告、過料処分を行い、区が本気で取り組んでいることを示す必要がある。
・区民や地域から寄せられた情報を踏まえて警備員等を配置し、継続的に調査・監視できる体制を整えるべきである。
・公共の場所に接する私有地等で行われる客引きや客待ちについても、所有者への働きかけを含めた対応を検討すべきである。

【事務局回答】

事務局から、しっかりと取り締まることができる体制を検討しているとの回答があった。また、地域からの情報提供を受けた場合には、対象場所や店舗を把握し、警備員の重点配置や継続的な調査につなげる考えが示された。公共の場所に接する私有地等については、条例の適用範囲に限界があるため、建物所有者等への働きかけを含めて対応を検討するとの説明があった。

（８）警察等との連携について

・区と警察がより密接に情報共有し、風俗営業法の規制及び東京都迷惑防止条例等による対応を連動させる必要がある。
・駅前広場等の状況改善に向け、現場レベルでも警察との連携を強化すべきである。
・客引き行為の背後にある悪質な営業やその他の違法行為についても、関係機関が連携して対応すべきである。

【事務局回答】

事務局から、千代田区内の警察署とは、客引き行為や関連する事案について情報共有を行っており、今後も生活安全部門だけでなく交通部門等も含めて連携を継続するとの回答があった。また、条例で対応する行為と、警察が関係法令に基づき対応する行為を組み合わせ、実効性を確保していくとの説明があった。

（９）早期施行について

・客引きの状況は深刻であり、条例改正及び運用体制の整備をできる限り早く進めてほしい。
・過料額５万円では十分な抑止力にならない可能性があるため、施行後の効果を検証し、必要に応じてさらなる対策を検討すべきである。

【事務局回答】

事務局から、令和９年４月の施行を目標として、パブリックコメントや区議会での審議等の手続を進めるとの回答があった。ただし、庁内調整や議会審議等があるため施行時期を確約するものではないが、できる限り早期の施行を目指すとの説明があった。過料額については、地方自治法上の上限である５万円とし、施行後の状況を踏まえて必要な対応を検討するとの回答があった。

７　警察からの発言

警察から、客引きに関する相談や通報、悪質な営業に関する事案等に対応していること、客引き行為者の検挙に向けた取組も進めていることについて発言があった。また、今後も区の条例を活用し、区と連携しながら対策に取り組んでいく旨が示された。

８　事務局・委員長からの発言

事務局から、今回の意見を踏まえて条例改正骨子案に必要な項目を追加し、確認を行いながら条例案を作成していくとの説明があった。また、店舗・法人単位の違反管理、店舗名等の公表、建物所有者等への通知、道路使用許可との関係等について、引き続き検討することとされた。

委員長から、地域の力だけでは対応に限界があることから、区が主体となる仕組みへ転換する一方、条例のみでは実効性の確保はできないため、地域、区及び警察が連携し、ガイドラインや運用体制を整備する必要があるとの発言があった。

９　まとめ

・区が主体となり、地域、事業者及び関係機関と連携して客引き対策を推進する方向性が確認された。
・客引き行為、勧誘行為及び客待ち行為を規制対象とし、対象行為の具体的な基準を条例の解説やガイドライン等で明確化する必要がある。

・「指導、勧告、過料及び氏名公表」の段階的な行政措置を導入する方向性が示された。
・個人だけでなく、店舗又は法人単位での違反管理、両罰規定、店舗名等の公表及び立入調査権について、法的整理を進める必要がある。
・道路使用許可や適法なチラシ配布との関係を整理し、適正な店外活動を行う店舗を周知する仕組みについても検討する。
・私服による巡回、証拠の確保、情報提供への対応等を含めた実効性のある運用体制を整備する必要がある。
・区、警察、地域団体、商店街、事業者等が連携し、条例施行後も継続的に効果を検証する必要がある。

10　今後の予定

事務局から、今回の意見を踏まえて条例改正案を作成し、パブリックコメント及び区議会での審議等を経て、令和９年４月の施行を目標に進めていくとの説明があった。

本検討会は第３回をもって終了するが、今後の検討状況については、引き続き委員へ情報提供を行うこととされた。